

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」が公表される
（内閣府） 1
- ◆ 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）」が開催
される（厚生労働省） 3

◆ 「幼児教育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」が公表される（内閣府）

平成30年9月27日、内閣府は、幼児教育の無償化に関する資料として、住民・事業者向けの説明資料を公表しました。

別添の資料1「説明資料1」には、『**実費として徴収されている費用（通園送迎費、食料費、行事費など）は、無償化の対象外です**』と記載されています。本会は、食料費について、無償化後についても現行と同様に公定価格に含むよう意見表明しています。子ども・子育て会議において、認可施設における食料費の取り扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、「その他今後検討する事項」として示されており、今後議論される予定です。

また、同資料に『幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです』とされています。

本会は、子ども・子育て支援新制度へ移行後に、年齢についての考え方、特に「満3歳児」の支給認定について、整理をする必要があることを以前から一貫して意見表明してきました。さらに、前回の子ども・子育て会議（第36回、平成30年7月30日開催）において、次の意見を提出し、発言しています。

抜粋 ※本会提出の意見全文は全保協ニュース№.18-18（平成30年8月10日号）資料4をご参照ください。

子ども・子育て会議「制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項」
全国保育協議会 意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
平成30年7月6日提出

(4) 年齢についての考え方

- 幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきである。子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされている。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが異なっている。この考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなるのではないか。
3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきと考える。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定される。
- 子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。
改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされている。文言の定義について整合をとるべきである。

なお、別添の資料2「説明資料2」には、「幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）」が示されています。これは、平成30年5月31日に公表された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」の図の一部を修正したもので、無償化の範囲についてこれまでの考え方をあらためてわかりやすく説明しています。

この2点の資料は、内閣府のホームページに掲載されています。

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 制度の概要等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

◆「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）」が開催される（厚生労働省）

平成30年9月26日、標記検討会が開催されました。

検討会では「中間的な論点の整理（案）」が示され、今後の検討にあたっての基本的な視点や、検討の方向性（具体的な検討事項）が説明されました。

今後の検討の方向性については、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、検討会の下に「作業チーム」を設置し、実務的な検討や作業を行い、引き続き議論を深めることとされています（下記「中間的な論点の整理（案）【概要】」をご参照ください）。

中間的な論点の整理（案）【概要】 （保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会）		保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回） 平成30年9月26日	資料 1-2
1. 今後の検討に当たっての「基本的な視点」			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の質の検討に当たっては、「子どもを中心に考えることが最も基本。それを前提として、様々な保育の現場において、職員全員の参画の下、子どもの思いや願いを受け止め、子ども一人一人の発達過程に応じて、保育所保育指針に基づく保育実践（※）を充実させる取組が日常的に実施されることが重要。（※環境を通じた保育、養護と教育の一体性、健康・安全の確保等） ○ また、保育の質の確保・向上には、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要。 			
2. 現時点で考えられる「検討の方向性」（具体的な検討事項）			
（1）総論的事項			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な主体による取組が連動し、全体として機能するための保育の質に関する基本的な考え方や、その具体的な捉え方・示し方等の明確化 			
（2）個別的事項			
① 保育の現場における保育実践	② 保護者や地域住民等との関係	③ 自治体や地域機関との関係	
（職員間の対話を通じた理念共有） ○各保育所等における 保育の理念の明確化・園全体での共有 ○子どもや保育に関する 職員間の対話 が促される環境の構築	（保育の環境や業務運営改善） ○安全快適性と保育充実に資する 環境（人・物・空間・時間）工夫 ○質向上や保育士等の 業務負担軽減 に資する業務運営	（保育実践の内容の「見える化」） ○ 保護者や地域住民等のニーズ を踏まえた 保育実践の「見える化」 ・保育の評価や取組の情報公表 ・日常保育に係る交流機会 等 （保護者や地域住民等の関与） ○保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進 ・ 関係者との交流機会の充実 等	
（保育の振り返りを通じた質の向上） ○改定指針を踏まえた「 保育所における自己評価ガイドライン 」の見直し ・評価結果の公表や活用 等	（保育士等の資質・専門性向上） ○ 各種研修の質的充実 ○多様な経歴の初任保育士支援 ○園長等のマネジメント能力向上	（保育所と自治体等との連携協働） ○自治体や関係機関との連携方策 ・ 地域の保育所、幼稚園等との連携 （実践事例の共有等） ・地域のネットワークづくり 等 （自治体の役割充実や連携促進） ○ 保育実践に係る相談・助言 ○指導監督の効果・効率的実施 ○自治体間の効果・効率的連携	
3. 今後の検討の進め方			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般整理した具体的な検討事項について、その内容を踏まえ、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、検討会の下に作業チームを設置し、実務的な検討や作業を行う。 ○ その上で、本検討会において、作業チームにおける検討状況等を踏まえ、保育の質に関連する様々な動向や取組状況等に留意し、引き続き多角的な観点から、更に議論を深める。 			

検討会の資料は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 > 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01624.html